

異議申立書

阿智村選挙管理委員会 井原康人委員長様

令和4年1月21日

提出者 下伊那郡阿智村智里 3643番地イ号 熊谷章文

趣旨

1. 阿智村長選挙に立候補を予定されている熊谷秀樹氏について、
首長の立場を利用した不法行為がある。
2. 阿智村選挙管理委員である田中義幸氏は、公金横領「損害賠償
請求事件」の被告として、園原部落会から提訴されている。
3. 熊谷秀樹村長と、田中義幸選挙管理委員は、横領の隠ぺいを目
的として、水道維持管理委託契約書を共謀して捏造した。
4. 熊谷秀樹氏と、田中義幸氏は、利害関係がある。
5. 熊谷秀樹氏は、村長の立場を利用して、支障木補助金事業にお
いて、不正受給を行った。

以上の理由から、阿智村選挙管理委員会は、公正な選挙の管理、
監視が出来ないと考える。

阿智村選挙管理委員会は、地方自治法、第二編第七章、執行機関第三節、第一百八十四の二の1に基づき、田中義幸氏を罷免せよ。

熊谷秀樹氏の、立候補届不受理を求めて、異議を申し立てます。

原因

私儀、熊谷竜文は、平成29年4月、熊谷秀樹村長に、「熊谷操氏と、田中義幸氏の横領を、飯田警察署刑事課に告発します」と伝えた後、長野県警飯田警察署刑事課知久警部補に告発した。

平成29年4月頃、熊谷秀樹氏は、熊谷操氏・田中義幸氏・熊谷孝志氏らと共に謀して、園原簡易水道返還金の横領を隠蔽する目的で、これら三名の者と共に謀し、契約書を偽造、捏造した。

平成29年6月、知久警部補が、阿智村出納室及び、生活環境課に出向き、熊谷操氏及び、田中義幸氏の横領の件を調査したが、矢澤生活環境課長及び、今久留主総務課長は、「熊谷操氏と田中義幸氏とは契約している」として、熊谷秀樹氏が捏造した契約書を、知久警部補に掲示し、捜査を妨害した。

そのため、園原簡易水道を管理する園原部落会（地縁団体登記）が、1千万円を超える損害を受けた。

平成 28 年 3 月、熊谷秀樹氏は、熊谷操氏、田中義幸氏らの横領を隠蔽したのち、園原部落会の了解を得ず、園原簡易水道の管理者を熊谷孝志氏と決め、契約を締結し、金 36 万円を、熊谷孝志氏に振り込みを行った。

熊谷秀樹氏は、管理費 36 万円を、熊谷孝志氏の口座ではなく、熊谷美子の口座に振り込んだことは、熊谷秀樹氏の背任である。

平成 28 年、返還金 52 万 5 千円のうち、管理費とされた 36 万円が差し引かれ、16 万 5 千円が園原部落の口座に振り込まれたが、その後、一切の返還金支払いがなされていない。

令和 3 年 10 月 28 日、熊谷秀樹氏は、園原簡易水道であることを承知のうえで、給水停止執行命令書を発行して、私儀、熊谷章文宅の給水を停止した。

この事件に関しては、令和 4 年 2 月末までに、長野地方裁判所本庁に提訴します。

契約書の捏造、行政代執行でない給水停止執行命令書において、村民に損害を与えた、熊谷秀樹氏の責任は免れない。

公金横領犯罪を行った田中義幸氏と、契約書を捏造した熊谷秀樹氏とは、利害関係が発生している。

熊谷秀樹氏と、利害関係にある田中義幸氏が、選挙管理委員の職務において、熊谷秀樹氏の、候補者資格審査を行うことは出来ない。

平成 29 年 12 月 10 日付で、熊谷秀二智里西自治会長が申請した、「地元施行支障木等補助金申請」について、熊谷秀二自治会長は、「支障木の地主とした渋谷貢は、間違いであった」と、熊谷秀樹村長に告白しているが、熊谷秀樹村長は、補助金の返還を求めていない。

無断伐採された地主は、熊谷秀樹村長と面談し、話し合いでの解決を求めたが、対処されていない。

無断伐採された地主は、やむを得ず、令和元年、熊谷秀二氏と渋谷貢氏を提訴するに至った。

令和 3 年 12 月 21 日、判決が言い渡され、原告の勝利とされたが、熊谷秀二氏については、「過失責任」が有るとされた。

しかし、補助金の返還が為されないのであれば、熊谷秀二氏については、補助金受給を目的に、虚偽申請を行ったとなり、窃盗、詐欺犯罪の疑いがかけられる。

熊谷秀樹村長は、無断伐採された地主との面談時に、「地元施行として智里西製材クラブが伐採した」と話されたことで、飯伊森林組合西部支所に確認したところ、「飯伊森林組合北部支所に勤める田中義

幸氏が、飯田市吾妻町の北沢建設に依頼して、伐採した木材を飯伊森林組合北部支所に搬入した」と証言された。

飯伊森林組合北部支所は、智里西製材クラブ会長田中義幸氏から、搬入された木材を購入し、その代金を智里西製材クラブに支払っている。

熊谷秀樹氏は、渋谷貢氏の土地及び、植林木でないと認識しており、かつ、智里西製材クラブが伐採して搬出したことも確認している。

智里西製材クラブが行った不法行為は、窃盗犯罪である。

熊谷秀樹氏と、田中義幸氏は、無断伐採された事件においても、利害関係が発生している。

熊谷秀樹村長宛てに、令和3年12月1日付で、熊谷秀樹氏が、村長の立場を利用して行った、多くの犯罪の証拠を添付して、公開質問状を提出している。

この様な事実があることを、選挙管理委員は、全村民に配布した、「熊谷秀樹村長への公開質問状」にて承知している。

公開質問状に返答するは、村長の義務であることから、熊谷秀樹氏が、再選を目指して立候補されるのであれば、それらの質問に答え、身の潔白を証明しなければならない。

熊谷秀樹氏と、井原康人氏は、ともに共産党であることからして、執行機関の長である熊谷秀樹氏と、執行機関から独立して選挙の管理を行う選挙管理委員長が、同じ思想において地方自治法を扱い、阿智村長選挙の候補者として、熊谷秀樹氏を容認することは、破壊活動防止法に抵触すると考える。

選挙管理委員長及び、選挙管理委員と、被選挙人の利害関係が明白な状況で、選挙管理委員会が、被選挙人である熊谷秀樹氏の資格審査を行い、立候補届を受理すれば、阿智村選挙管理委員会の不法行為となる。

選挙管理委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙するものである。阿智村議会は、井原康人以下の選挙管理委員の、人格を再度確認し、公正な選挙が行われるよう監視せよ。

長野県飯田警察署

刑

事

課

知能組織犯罪対策係係長

長野県警部補

久和弘

長野県飯田市小伝馬町一丁目三五四一番地の二
電話(0265)2210110番(代)
FAX(0265)5310110番
内線三六二二番

甲、委託業務の範囲	阿智村簡易水道施設の維持管理に附し委託者阿智村長黒瀬忠勝を甲
乙、委託料金	年額 25千円
丙、委託期間	平成5年4月1日より平成10年3月31日まで
丁、委託契約締結日	平成5年3月31日

阿智村簡易水道施設の維持管理に附し委託者阿智村長黒瀬忠勝を甲
とし、受託者阿智村會見 鳥原新水組合 代表 猪谷 坦 を乙として、
次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニユアルに基づく管理。

1) 管理者は、常備安全でかつ清浄な水を必要なだけ供給するため

毎日施設を巡回し、水質、水道、配水、給水、消防(残留塩素)

等の状況を最善な状態に管理する。

2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、

施設環境の衛生保全に努める。

3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ通報をする。

4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

1) 委託業務の期間は、平成5年4月1日より平成10年3月31日までと

する。

3、委託業務の金額

1) 委託業務の金額は、年額 25千円(施設管理費300千円+管理

補償費165千円)とする。

2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等について
は甲が貸与する。

2) 作業現場への燃料代及び通勤費は乙の負担とする。

- 5、業者情報
1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

- 6、協議
1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として木書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

阿智村簡易水道維持管理マニユアル
猪谷 坦
平成5年3月31日

阿智村長 黒瀬忠勝
平成5年3月31日

阿智村簡易水道維持管理マニユアル
阿智村長 黒瀬忠勝
平成5年3月31日

甲

阿智村長 黒瀬忠勝
平成5年3月31日

乙

阿智村簡易水道維持管理マニユアル
阿智村長 黒瀬忠勝
平成5年3月31日

乙第2号証

水道維持管理委託契約書

毎年3月1日より2月28日

6、協議

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に關し委託者阿智村長 四庭 一雄を甲とし、受託者阿智村管里 園原簡易水道組合 代表 田中 義幸を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要なだけ供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最良な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成16年4月1日より平成21年3月31日までとする。
- 2) 但し、期限終了一月前までに甲乙何れかから実績更改の申し出がない場合は、同一条件にて契約を更新したものとみなす。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額5,25千円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ショレン、カマ)等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び運動具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

平成16年4月1日

甲
阿智村長
河下長

乙
阿智村管里
代
園原簡易水道組合
代
田中義幸

阿智村
河下長
園原簡易水道組合
代
田中義幸

押印

④ 6/5/2004
田中義幸

水道維持管理委託契約書

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に関し委託者阿智村長 岡庭一雄 を甲
とし、受託者阿智村智里 園原簡易水道組合 代表 熊谷操 操 を乙として、次
のとおり委託契約を締結する。

- 1、委託業務の内容
阿智村簡易水道維持管理マニユアルに基づく管理。
1) 管理者は、常時安全でかつ清潔な水を必要なだけ供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消臭（残留塗料）等の状況を最善な状態に管理する。
2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ連絡をする。
4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成23年4月1日より平成28年3月31日までとする。
- 2) 但し、期間終了一月前までに甲乙何れかから契約更改の申し出がない場合は、同一条件にて契約を更新したものとみなす。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額525千円（施設管理費360千円+管理補償費165千円）とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具（スコップ、ショレン、カマ）等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び運動具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

6、協議
1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

阿智村長 岡庭一雄
園原簡易水道組合 代表 熊谷操
平成23年4月1日

阿智村長 岡庭一雄
園原簡易水道組合 代表 熊谷操

甲 阿智村長 岡庭一

乙 阿智村智里 3520番地1
園原簡易水道組合
代 球 谷



水道維持管理委託契約書

6、協議
1)此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に関する委託者阿智村長 熊谷 孝志を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

上記の証として本證2通を作成し各自1通を保有するものとする。

甲とし、受託者阿智村管里3520番地1 熊谷 孝志を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

平成28年4月1日

1、委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニエアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清淨な水を必要なだけ供給するため毎日施設を巡回し、水质、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・渡圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは上下水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出發する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成28年4月1日より平成33年3月31日までとする。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額360千円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ショレン、カマ)等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び運転具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

長野県下伊那郡阿智村前原483番地
阿智村長 谷 秀 繁

甲

阿智村1番地1

乙

熊谷 孝志

- 1) 委託業務の期間は、平成28年4月1日より平成33年3月31日までとする。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額360千円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ショレン、カマ)等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び運転具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

村長	副村長	蘇長	係長	係外	議長	委員長

水道施設管理業務委託契約書

乙第5号証

阿智村園原浄水場の施設管理に関し委託者 阿智村水道事業管理者 阿智村長 熊谷秀樹を
甲とし、受託者阿智村智里3520番地1 熊谷孝志 を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1. 委託業務の内容

阿智村園原浄水場の維持管理

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要なだけ供給する為、施設を巡回し、水質水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・浄水場・配水池・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは役場水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2. 受託業務の期間

- 1) 受託業務の期間は、令和3年4月1日より令和4年3月31日までとする。
- 2) 甲ならびに乙は、前項の期間満了1ヶ月前までに契約の更新をしない旨の申し出、ならびに契約事項の変更を求める申し出を行わない場合においては、本契約と同一条件で当該期間満了の翌日からさらに一年間契約の更新をしたものとみなす。以後においても同様とする。

3. 委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、1時間926円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4. 委託業務に必要な物品

- 1) 管理業務に必要な道具については甲が貸与する。
- 2) 管理業務の車及び燃料代は乙の負担とする。

5. 業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

6. 秘密保持

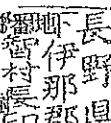
- 1) 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7. 協議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議してこれを定める。

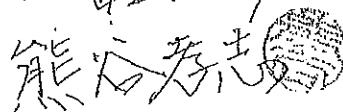
上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

長野県下伊那郡阿智村駒場48番地
甲 阿智村水道事業管理者
阿智村長 熊谷秀樹


阿智村智里3520番地

乙



支出決裁伝票 (B/S)

平成29年度 阿智村水道事業会計

決定No. 29-000037-00

所 属						起 票 日	平成29年 4月24日					
決 裁	村長 (管理者)	副村長	総務課長	財政係長	主管課長 (出納員)	主管係長	係	事務担当	出納室長 (合議)	出納員 (合議)		
										決 裁 金 額	360,000円	
借 方 科 目					貸 方 科 目							
款 項 目 節 細 節 明 細	062 流動負債 30 未払金 10 営業未払金 10 営業未払金 0010 営業未払金 0010 営業未払金	款 項 目 節 細 節 明 細	052 流動資産 10 現金・預金 15 預金 10 預金 0010 預金 0010 預金									
摘要	水道維持管理委託料 28年度分											
平成 年 月 日												
住所												
氏名												
印												
支 払 済 印												
收 入 印 紙												
29.4.27												
住所 長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1 氏名 熊谷 孝志					支 払 方法	口座振込	預金					
					金融機関名	5405 みなみ信州農業協同組合						
					支 店 名	060 阿智支所						
					種 別	普通預金	口座番号	6113788				
					口座名義名	クマガイタツ						
備 考												

支出決裁伝票

平成29年度 阿智村水道事業会計

決定No.	29-000679-00
負担No.	29-000622

所 属							起 票 日	平成30年 3月31日		
決 裁	村長 (管理者)	副村長	総務課長	財政係長	主管課長 (出納員)	主管係長	係	事務担当	出納室長 (合議)	出納員 (合議)

款 項 目 節 細 節 明 細	002 水道事業費用	決 裁 金 額	360,000円
	10 営業費用	本 体 金 額	333,334円
	10 原水及び浄水費	消 費 税 額 等	26,666円
	18 委託料	予 算 現 額	5,920,000円
	0010 委託料	負 担 累 計	5,855,204円
	0010 委託料	予 算 残 額	64,796円

予 算 所 属	税 区 分		課 税
	細 节	明 細	決 裁 金 額
委託料		委託料	360,000円
借 方 科 目		貸 方 科 目	消 費 税 額 等
款 項 目 節 細 節 明 細	002 水道事業費用 10 営業費用 10 原水及び浄水費 18 委託料 0010 委託料 0010 委託料	款 項 目 節 細 節 明 細	062 流動負債 30 未払金 10 営業未払金 10 営業未払金 0010 営業未払金 0010 営業未払金
摘要	園原簡易水道施設維持管理委託		
契約先	長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1 熊谷 孝志		
支 払 済 額	支 払 回 数	1/1回	
期 間	平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日		

住所 氏名	印	支 払 済 印
平成 年 月 日	収 入 印 紙	18.4.27 済 No.681

住所 氏名	支 払 方法	口座振込	預金
	金融機関名	5405 みなみ信州農業協同組合	
	支 店 名	060 阿智支所	
	種 別	普通預金	口座番号 6077994
	口座名義名	クマガイタシ	



訴状

令和3年(2021年)8月12日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 原 正 治

同 弁護士 原 史 織

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金441万円

貼用印紙額 金2万800円

第1 請求の趣旨

- 1 被告田中義幸は、原告に対し、金225万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告熊谷操は、原告に対し、金144万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 被告熊谷孝志は、原告に対し、金72万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成21年3月25日、阿智村長により認可を受けた地縁による団体である（甲1・認可証明書）。

原告が行う地域的な共同活動の中には、上下水道、生活用水、農業用水の管理が掲げられており（甲1）、原告が法人として認可される以前に園原部落として行われた地域的な共同活動における権利・義務及び会計を全て継承した。

- (2) 被告らは、原告の構成員であるところ、後記のとおり、阿智村から原告に返還された水道代金を原告に全額引渡さずに、横領した者である。

2 園原水道の沿革と阿智村による水道代返還の経緯

- (1) 下伊那郡阿智村智里内の園原部落においては、かつて部落の構成員全員が設置した水道設備が存在したが、昭和47年に中央自動車道恵那山トンネル掘削工事により水源が枯渇してしまったため、日本道路公団は、園原部落に対し、その補償として、新たな水源を確保し、水管その他設備を布設する工事を実施した。

この工事により、設置された水道設備が現在の園原水道（以下、「園原水道」という）である。

(2) 昭和 60 年に阿智村が全村水道化を実施した際、園原水道は、~~阿智村の所~~
~~有となり~~、各戸に水道メーターが設置されて阿智村の一元的管理の下に置か
れることとなった。

そのため、園原水道の各戸の水道料金は一旦村に徴集されることになった
が、園原水道は、もともと村が設置したものではなく、園原部落の物であつ
たことから、村から園原部落に水道料金が全額返還されることが阿智村と園
原部落との間で合意された。

(3) 上記合意に基づき、昭和 60 年度以降、阿智村から園原部落に対し、水道
代の返還がなされてきたところ、その金額及び受領者が不明であった。

ところが、平成 31 年 3 月開催の定例議会の質問のために当時の村議会議
員であった吉川優が阿智村当局から開示させた「園原簡易水道維持管理委託」
と題する書面により判明した（甲 2）。

(4)ア 上記書面（甲 2）によれば、昭和 60 年度以降平成 29 年度の間、毎年
施設管理費及び昭和 60 年度、平成 28・29 年度を除いて毎年補償費と
の名目で、例年ほぼ 52 万 5000 円の金額が支払われた。

イ また、受領者については、昭和 60 年度から平成 15 年度までの間は不
明であるが、平成 16 年度から平成 22 年度の間（7 年間）は被告田中義
幸（なお、平成 16 年から平成 20 年度の間は、振込み口座や歳出データ
がなく不明とのことであるが、平成 16 年度から平成 22 年度の間の委託
契約者の名義が園原簡易水道組合田中義幸であり、また、平成 21・22
年度の振込み口座の名義人が田中義幸であることから、平成 16 年度から平
成 20 年度の間も受領者は被告田中義幸であると推測される）、平成 23 年
度から平成 26 年度の間（4 年間）は被告熊谷操、平成 27 年度は園原部
落、平成 28・29 年度は被告熊谷孝志である。

3 被告らの横領

(1) 被告らは、阿智村から園原部落に支払われた水道代返還金を下記のとおり受領した。

記

ア 被告田中義幸について

受領額 平成16年度ないし平成22年度の7年間
合計367万500円

イ 被告熊谷操について

受領額 平成23年度ないし平成26年度の4年間
合計210万円

ウ 被告熊谷孝志について

受領額 平成28・29年度の2年間
合計72万円

エ なお、平成27年度については、園原部落に水道代返還金が支払われて
いる。

(2) 被告ら（被告熊谷孝志を除く）は、下記のとおり、水道代返還金を園原部
落の特別会計口座に現金で入金する等の方法により一部を引渡した。

記

ア 被告田中義幸について

・平成16年	300,000円
・平成17年	300,000円
・平成18年 5月23日	165,000円
・平成19年 8月13日	165,000円
・平成20年 7月 4日	165,000円
・平成21年 8月19日	165,000円
・平成22年 6月 7日	165,000円

合 計 1,425,000円

イ 被告熊谷操について

・平成23年 7月 5日	165,000円
・平成24年 6月28日	165,000円
・平成25年 9月 3日	165,000円
・平成26年 6月23日	165,000円

合 計 660,000円

(以上、ア・イにつき、甲3・4)

(3) 被告らは、下記のとおり園原部落に対し阿智村から支払われた水道代返還金について、預り保管しながらも、上記(2)記載の金額を除いて引き渡さず、これを横領した。

記

ア 被告田中義幸について

367万5000円 - 142万5000円 = 225万円

イ 被告熊谷操について

210万円 - 66万円 = 144万円

ウ 被告熊谷孝志について

72万円

4 結論

よって、原告は、被告らに対し、不法行為による損害賠償として、被告田中義幸に対しては金225万円、被告熊谷操に対しては金144万円及び被告熊谷孝志に対しては金72万円、並びに各金員に対する不法行為の日以降で、原告が損害及び加害者を知った時から3年以内の日である本訴状送達の日の翌日から支払い済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証 拠 方 法

1 令和3年8月12日付証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	証拠説明書副本	1通
3	甲号証の写し	各1通
4	訴訟委任状	1通

当事者目録

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里 3592 番地 4

原 告 園 原 部 落 会
上記代表者 熊 谷 章 文

〒395-0084 長野県飯田市鈴加町 2 丁目 16 番地 1

原正治法律事務所（送達場所）

電話 0265-52-2416

FAX 0265-52-5333

上記訴訟代理人弁護士 原 正 治
同 弁護士 原 史 織

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里 3530 番地 1

被 告 田 中 義 幸

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里 3520 番地 1

被 告 熊 谷 操

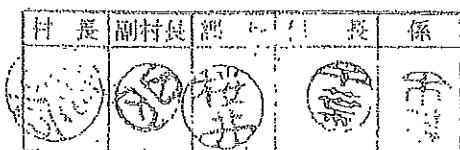
〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里 3520 番地 1

被 告 熊 谷 孝 志

次のとおり

してよいか決裁を願います

甲第 39 号証



添付書類 第 2 号

29 阿建第 420 号

平成 29 年 12 月 14 日

智里西自治会
自治会長 熊谷 秀二様

阿智村長 熊谷 秀樹

地元施行支障木等補償金交付決定通知書

平成 29 年 12 月 10 日付で申請のあった平成 29 年度地元施行支障木等補償金につきましては、申請のとおり交付を決定します。但し、実績により交付決定額を変更することがあります。

記

交付決定額 291,110 円

内訳

45,170 円 (瀧谷貢 所有山林)

171,810 円 (熊谷秋利 所有山林)

74,130 円 (熊谷あい子 所有山林)

- 1 令和3年12月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
2 令和元年(ワ)第42号 損害賠償請求事件（以下「42号事件」という。）
3 令和2年(ワ)第46号 所有権移転登記手続請求事件（以下「46号事件」という。）
4 口頭弁論終結日 令和3年10月8日

判決

当事者の表示：別紙当事者目録記載のとおり

主文

- 1 42号事件被告らは、42号事件原告徳雄に対し、連帶して、92万9440円及びこれに対する42号事件被告秀二については令和元年7月6日から、42号事件被告貢については同月9日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
2 42号事件原告徳雄のその余の請求を棄却する。
3 46号事件原告文夫の請求をいずれも棄却する。
4 訴訟費用は、42号事件、46号事件を通じて、これを4分し、その2を42号事件原告徳雄の負担、その1を46号事件原告文夫の負担とし、その余を42号事件被告らの負担とする。
5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 42号事件
42号事件被告らは、42号事件原告徳雄に対し、連帶して、272万0296円及びこれに対する42号事件被告秀二については令和元年7月6日から、42号事件被告貢については同月9日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
2 46号事件
(1) 主位的請求

1 実は認められない。

2 (3) 結論

3 以上によれば、亡成泰が売買により本件土地の所有権を取得した事実、4
4 6号事件原告文夫が本件土地の所有権を時効取得した事実のいずれも認めら
5 れず、本件土地の所有権は、前提事実(5)の遺産分割協議により、相続開始時
6 に遡って、42号事件原告徳雄に帰属する。そして、本件立木の所有権も、
7 亡成泰がこれを植林したとしても、立木登記や明認方法を了していない以上、
8 民法242条本文所定の付合により、本件土地の所有者である42号事件原
9 告徳雄に帰属する。

10 したがって、42号事件原告徳雄は、不法行為（本件立木の伐採）による
11 損害賠償請求権を有する。

12 2 争点2：42号事件被告らの責任原因

13 (1) 42号事件被告秀二の責任原因

14 42号事件被告秀二は、智里西自治会の平成29年度の自治会長として、
15 阿智村に対し、立木伐採実施計画書（甲5）を提出し、同計画書に基づき、
16 本件立木等を伐採した者である（前提事実(3)）。

17 そして、42号事件被告秀二は、本件土地の登記名義人について、登記記
18 錄を確認するなどの調査を全くしなかったことを認めているから（42号事
19 件被告秀二の本人調書5、7頁）、好泰が平成28年度の立木伐採実施計画
20 書（甲42）を阿智村に提出しながった経緯を知っていたかどうかにかかわ
21 らず、本件土地及び本件立木の所有権侵害について、少なくとも過失があつ
22 たことは明らかである。

23 (2) 42号事件被告貢の責任原因

24 42号事件被告貢は、平成29年度の立木伐採実施計画書（甲5）に山林
25 の所有者として記載された者であり（前提事実(3)）、本件立木等の伐採当時、
26 4083番地9の土地の登記名義人であったが（前提事実(4)ウ）、本件土地